

# 第2次京都府自殺対策推進計画の骨子(案)の概要

## 1 計画の位置づけ

- (1) 京都府自殺対策に関する条例第9条に基づく、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するための計画
- (2) 自殺対策基本法第13条第1項の都道府県自殺対策計画

## 2 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

## 3 施策の方向性

### (1) 自殺の問題に関する府民の理解促進

自殺は、心身の問題のみならず、経済や仕事をめぐる環境、職場や学校での人間関係など様々な社会的な要因等が複雑に関係しており、一部の人だけではなく、誰もが当事者となり得るものであること、また、自殺対策には、悩みを抱えた方を孤立させず、適切な支援を行うことが必要であることが広く府民に認識されるよう、府民の理解促進を図る。

### (2) 自殺の背景となる社会的な要因の軽減

自殺は、その多くが、様々な社会的な要因によって心理的に追い込まれた末の死であることから、職域、学校、地域における人材養成や体制整備など、その要因が軽減されるよう対策を実施する。

### (3) 自殺の原因・背景に対応した支援体制等の整備

悩みを抱えた方を取り巻く地域や職場、人間関係や家族の状況なども様々であることから、一人ひとりの置かれた状況や、その原因・背景に対応したきめ細かな支援が受けられるよう、相談・支援体制の整備・充実を図る。

## 4 自殺対策の実施に当たっての横断的な視点

### (1) 自殺予防から自殺の防止、事後の対応まで各段階を捉えた対策の実施

心の健康づくりなどの自殺予防の取組から、現に自殺が起こりつつある事態への対応、自殺未遂が発生した場合への対応や自死遺族への対応まで、それぞれの段階を捉えて対象者の特性に応じた切れ目のない対策を実施する。

## (2) 国、市町村、民間団体、府民等との連携による推進

効果的に自殺対策を推進するため、国、市町村、民間団体、府民等との適切な役割分担及び連携の下で、取組を推進する。

また、医療・福祉施策、教育施策等、関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的・計画的な取組の展開を図る。

## 5 施策体系

<b>(1) 自殺の問題に関する理解の促進と取組の推進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>① 府民の理解の促進</li><li>② 自殺対策関係団体等の活動に対する支援</li></ul>
<b>(2) 自殺の背景となる要因の軽減のための取組の推進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>① 人材養成</li><li>② 職域、学校、地域における体制整備</li><li>③ 医療提供体制の整備</li></ul>
<b>(3) 自殺の原因・背景に対応した支援体制等の整備</b> <ul style="list-style-type: none"><li>① 連携体制の整備</li><li>② 自殺発生の危機対応</li><li>③ 自殺未遂者に対する支援</li><li>④ 自死遺族等に対する支援</li></ul>

## 6 重点施策

<b>(1) 若者の自殺対策の強化</b>	
現状	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 京都府の自殺者数が減少傾向にある中で、未成年者（20歳未満の者）の自殺者数については、増減を繰り返している。</li><li>○ 10歳代・20歳代の死因に占める自殺の割合が高い</li></ul>
主な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 若者に身近な<b>SNSを活用した相談</b></li><li>○ 児童・生徒の<b>SOS</b>の出し方教育の推進</li><li>○ <b>学生団体等との連携</b>による、若者を対象とする広報啓発</li></ul>

<b>(2) 自殺対策に取り組む民間団体の人材確保等の支援</b>	
現状	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 自殺対策に取り組む民間団体の電話相談、居場所づくり等の活動を担う人材が不足している。</li></ul>
主な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 自殺対策に取り組む<b>民間団体等の人材の確保</b>、養成及び資質向上を支援</li></ul>

(3) 一人で悩みを抱え込ませない体制づくり	
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2人に1人が悩みやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいがある(厚生労働省・自殺対策に関する意識調査)。</li> <li>○ 約9人に1人が不満や悩みやつらい気持ちに耳を傾けてくれる人がいない(同調査)。</li> </ul>
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>インターネット広告等</b>による相談窓口の周知</li> <li>○ 市町村等との連携による、ゲートキーパーの養成</li> </ul>

(4) コロナ禍における自殺対策の推進	
現状	○令和2年7月から9月までの全国の自殺者数の増加には新型コロナウイルス感染症が影響している可能性があるという指摘する報告があるなど、コロナ禍で孤立感を深める方や生活への不安を抱える方への心のケアが必要
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>新型コロナウイルス感染症に関連したところの相談</b></li> <li>○ 自殺対策に取り組む民間団体による<b>オンラインによる相談事業、居場所づくり</b>等を支援</li> <li>○ 自殺対策に取り組む民間団体が相談事業、居場所づくり等を実施する際の感染防止対策を支援</li> </ul>

## 7 数値目標

自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を、**令和7年までに10.2以下**とする。

### (数値目標の考え方)

自殺総合対策大綱において国が自殺死亡率について、令和8年までに平成27年と比較して30%減少させることとしていることを踏まえ、これと同様の考え方に基づき、本府の自殺死亡率を、令和12年までに令和元年と比較して30%減少させることとし、本計画の最終年度に係る令和7年までに10.2以下とする。

(参考：自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)の推移等)

	自殺死亡率						目標 令和7年 <b>10.2</b>
	10年前	直近5年					
	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
京 都 府	23.6 (11位)	16.2 (5位)	15.3 (5位)	14.2 (4位)	13.2 (3位)	12.5 (2位)	
全 国	24.7	18.9	17.3	16.8	16.5	16.0	

※( )内の順位は、都道府県の中で自殺死亡率の低い方からの順位